

令和3年 滑川町農業委員会 第5回総会 議事録

召集月日	令和3年5月19日(水)				
開 会	令和3年5月25日(火) 午前9時25分				
閉 会	令和3年5月25日(火) 午前10時05分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 8名出席、 1名欠席)					
下福田	小林幸夫	欠席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	6番	田幡只夫	7番	贅田基司	

第 5 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 28 号	農地法第 4 条（知事）について
日程第 3	議案第 29 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 30 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 31 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆様お揃いということですので、令和3年第5回の農業委員会の総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者の報告です。農業委員さんは全員出席でございます。農地利用最適化推進委員さんですが、こちらホワイトボードに書いてのとおりで、小林幸夫さんが欠席となっておりますので、ご報告させて頂きます。最初に北堀会長にご挨拶の方を頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

会 長 はい、皆さん、おはようございます。第5回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今年は西の方では例年より梅雨入りが3週間くらい早く、関東もそろそろ梅雨入りするのではと感じております。今、皆様におかれましても田植えの方が順調に進んでいるところだと思えます。私の住む〇〇〇〇地区の方でも、23日から〇〇〇にある沼から水を引き始めており、今日で3日目となります。高柳委員も同じ地区で水田をやっており、農家の田植えがとても忙しい中での総会という事で、大変かと思いますが宜しくお願い致します。コロナ感染症に関するワクチン接種も滑川町は昨日から予約開始されており、5月31日から集団接種等が始まります。65歳以上の方は、滑川町では4,600人程という事ですが、昨日時点で2,500人くらいの方から予約があったそうです。私も昨日の夕方、俵に相談しながらインターネットで、私と女房の分の予約を行いました。皆様が早くワクチンを接種して、仕事や旅行など色々な事が年内にできるよう、早く安全・安心な生活ができる事を望みます。また、本日、提案された議案が、慎重審議をして、スムーズにできます事をお願いして、会長の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いし

て進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。ただ今の出席委員は、14名中14名です。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第5回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名です。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号6番の田幡委員さん、議席番号7番の贅田委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第28号「農地法第4条について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第28号「農地法第4条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は1件、754㎡の転用申請が審査対象となっております。事務局より整理番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は1頁、図面は議案第28号資料1-①から②をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地

域外の農地、754 m²になります。農地の区分ですが、10ha 未満の農業公共投資を行ってない小集団農地であるため、2種農地と判断しています。申請人ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□様になります。申請事由ですが、埋蔵文化財の試掘調査を実施するために、一か月間の一時転用を行いたいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班班長、13番の金井です。農地法第4条の許可申請地の現地調査を5月22日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。担当ですので、続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇を越えて50mほど進んだ右手の奥になります。申請者は、〇〇〇在住の□□□さんで、申請内容としては、対象の土地が都市計画法第34条第11号の指定区域であり、自宅から離れた場所にある農地で、申請地を含めた形での住宅建築を希望する方があり、協議の中で、埋蔵文化財の調査を必要とされ、試掘調査を行う為の一時転用のことです。試掘調査の依頼についても、□□□さんの名前で町に申請しているとのことです。試掘調査の方法は、町指定業者によるミニコンボによって、約1.5m幅の溝を68m程の長さで2本掘っての調査とのことです。埋蔵文化財の確認状況により変更する可能性はあるとのことです。費用は試掘調査の為、町の負担になるとのことです。調査したところ、現地は休耕中の畑で、南側は住宅、東側は山林です。北側については休耕中の畑で、地権者の同意書が添付されており、境界の確認もできました。審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員、□□□です。申請に基づき、現地調査を実施したのでご報告致します。本申請は埋蔵文化財の試掘

調査を実施する為、農地、畑の一時転用を行うもので、期間は1ヵ月程度となります。この調査を実施することにより、申請者は今後の土地利用を考えているそうです。本申請地は、〇〇〇の農振地域外の場所であり、農地の集積よりも宅地化が進んでいる箇所です。この農地、畑は、現在休耕され、保全・管理されています。周辺農地は畑が数件ありますが、現在休耕されていますので、周辺農地への影響は、ほとんどないと思われまます。本申請に関する意見は以上であります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。ただ今班長を兼ねた担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い致します。よろしいですか。それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。以上で、議案第28号番号1を終わります。日程第2は以上になります。

議 長 日程第3、議案第29号「農地法第5条について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第29号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は3件、1,479.51㎡の転用申請が審査対象となっております。事務局より整理番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第29号資料1-①から⑤をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、500㎡になります。農地の区分になりますが、10ha未滿の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断しています。申請人ですが、譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。事業計画者である譲受人ですが、

滑川町〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様、□□□様になります。申請事由ですが、20年の使用貸借権を設定し、自己用専用住宅を建築するため、転用したいというものになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班の班長、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を5月22日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。詳細につきましては、担当委員として赤沼委員さんに、ご報告をお願いしたいと思います。

9 番 はい。4班9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、ご報告します。先程、班長から説明がありましたが、5月22日、土曜日に申請地の現地確認を行いました。土地の所在は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目は畑、面積は500㎡で、現在は普通畑として利用されています。申請地の位置は〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かいまして、約600m先の二つ目の信号を、〇〇〇〇方面に右折をしまして、300m程行った所の右側にあります。申請の内容は使用貸借権を設定して畑を転用し、自己用住宅を建築するものです。申請の理由については、理由書がありますので、要点を読み上げます。私たちは現在、借家に住んでおります。実家の祖父の土地に自己用住宅を建築したいと考えております。実家の隣なので大変便利で、申請地は職場への通勤にも便利です。子どもが生まれた時に、子どもの通学も近く、自然豊かで育児に適した環境であることも、この土地を選定した理由の一つであります。また、実家の土地も色々選定しましたが、いずれも、申請地より住宅に適した土地はありませんでした。私は他に建築可能な土地や建物は所有しておりません。何卒許可して頂きます様お願い申し上げます。この様な内容になっております。申請地は町の幹線道路に隣接する、緩やかな傾斜地の畑であります。ここを、多少

切り盛り等の造成をしまして、家を建てる計画になっています。雨水は浸透枳を設置して宅内処理とし、雑排水については、合併浄化槽で処理をして道路側溝に放流する計画になっています。現地を見る限り、特に周辺への影響は無いものと考えられます。それから、住宅建築にかかる資金計画書や農地転用にかかる隣地の同意書等も添付をされていて確認をしております。理由書にもありましたが、申請者の□□□さんは将来的な事を考えて、実家に近い、自然環境の良い所に住宅を建てる事を希望しています。従いまして、本申請については、特に問題は無く、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 はい。○○○地区担当の□□□です。ただいま委員さんの方から詳しくご説明がありましたが、特に問題は無いと見られますので、どうかご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 はい、大変ありがとうございます。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは、無いようですので、申請の通り、許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 29 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付します。以上で、議案第 29 号番号 1 を終わります。

議 長 続きまして、番号 2 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。事務局より整理番号 2 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 29 号資料 2 - ①から②をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は、滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農

地、306 m²。同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、4.51 m²。合計2筆、310.51 m²となっております。農地の区分は、10ha未滿の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。事業計画者である譲受人は、滑川町大字○○○×××番地×××○○○、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用専用住宅を建築するために転用をしたいというものになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

13 番 はい。4班の班長、13番金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を5月22日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。詳細につきましては、担当の田幡委員さんに報告をお願いしたいと思います。

6 番 はい。担当の6番、田幡只夫でございます。ご報告申し上げます。該当する土地の場所につきましては、○○○の南方にあたる、○○○市大字○○○に隣接する○○○地内でございます。この土地につきましては、先程、事務局から説明がありました様に、売買による開発ということでございますが、開発につきましては、都市計画法第34条12号の指定地域になっており、隣接する道路も、建築基準法上問題が無い6m以上の幅員がある道路になっております。開発につきましては、切り盛り無しという事で、現状のまま建物を建てるというような事でございます。買受人の□□□様につきましては、先程、説明がありました様に、アパートに現在住んでおられて、家を建てる様に、いくつかの土地を探しましたが、他に適地が無く、ここを選定したという理由になっております。周辺の土地につきましては、西側、東側の土地は既に開発が始まっており、北側に1枚の畑がありますが、所有者から

快諾の同意を頂いている様な事になっておりまして、この土地については問題ないと考えられます。以上でご報告を終わります。ご審議のほど、お願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。申請に基づき現地調査を実施したのでご報告申し上げます。本申請は売買により所有権移転を行い、専用住宅、申請者居住用を建築する為、農地、畑の転用を行うものでございます。本申請地は〇〇〇の農振地域の場所にあります。農地の集積よりも宅地化が進んでいる箇所です。この農地は現在休耕され、保全・管理されています。また、調査したところ、申請地の前面南側には約6mの公道がありまして、周囲には宅地や畑が混在しておりますが、周辺農地への影響は現在無いと思います。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第29号番号2を終わります。

議 長 続きまして議案第29号番号3の説明を、事務局よりお願い致します。

事務局 事務局より整理番号3の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第29号資料3-①から④をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域外の農地、

669 m²になります。農地の区分ですが、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は4名の共有名義になっており、一人目は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、二人目はさいたま市〇〇〇区〇〇〇×××番地×××、□□□様、三人目は嵐山町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、四人目は熊谷市〇〇〇×××番地×××、□□□様、こちらの4名になります。なおそれぞれの持ち分につきましては1/4ずつとなっております。譲受人は東松山市大字〇〇〇×××番地×××、有限会社□□□、代表取締役、□□□様になります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、建売分譲による専用住宅2棟を建築するために転用したいというものです。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班、班長、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を5月22日、土曜日の午前8時より農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名の計7名で行いました。担当ですので続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇を越えて50mほど進んだ所を左折し、〇〇〇の手前、左側になります。申請者は東松山市にて不動産業を営む、有限会社、□□□代表取締役、□□□様で、申請理由としては、申請地を譲り受け分譲住宅2棟の建築をしたいとの事です。調査の結果、道路以外の境界はブロックにて区切られており、該当の土地は休耕中の水田で、東側と南側は道路で、北側と西側は住宅となっています。雨水の処理につきましては浸透枳によって処理し、下水は南側道路の下水道へ流す計画となっています。造成計画書、建築計画書、資金調達計画書、融資証明書、取締役会議録、都市計画法第32条の規定に基づく開発行為施行同意書等が添付されております。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。申請に基づき現地調査を実施したので、ご報告します。本申請は売買により所有権移転を行い、建売分譲専用住宅2棟を建築する為、農地、田の転用を行うものでございます。本申請地は〇〇〇の農振地域外の場所であり、農地の集積よりも宅地化が進んでいる箇所です。この農地は現在休耕中ですが、保全・管理はされています。また調査した所、前面には約9mの道路があり、周囲は宅地化され、家が建っております。近くには農地、田がありますが、周辺農地への影響は現在無いと思います。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い致します。よろしいですか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号番号3については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第29号番号3を終わります。日程第3は以上になります。

議 長 日程第4、議案第30号「農地法第3条の3について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第30号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」をご説明致します。議案書の3頁、議案第30号資料と記載されているものをお手元にご用意ください。今月の届出案件は3件、19,882㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づきまして、専決処分とした案件の報告になりますので、一括しての説明とさせていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1、所在地ですが、滑川町大字〇〇

○字○○○×××番、田、520 m²、外 18 筆、田畑合計 18,058 m²になっております。位置については、議案第 30 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。届出事由ですが、相続による農地の所有権取得になります。補足としまして、受理状況は備考に記載のとおりとなっております。続きまして番号 2 ですが、所在地は滑川町大字○○○字×××番×××、田、669 m²になります。位置については議案第 30 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様、他 3 名になります。届出事由は、相続による農地の所有権の持分取得になります。補足として受理状況は備考のとおりです。こちらは先程の案件にあった申請地の内容となっております。続きまして番号 3 になります。所在地ですが、滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、317 m²外 1 筆、全て畑で、合計 1,155 m²となっております。位置については、議案第 30 号資料 3 をご確認ください。届出者ですが、ふじみ野市○○○×××番地×××、□□□様になります。届出事由は、相続による農地の所有権取得によるものになります。補足として受理状況は備考に記載のとおりとなっております。報告については以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。よろしいですか。それでは、議案第 30 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5 議案第 31 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 事務局より議案第 31 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」をご説明致します。議案書は 4 頁、議案第 31 号資料をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。新制度の

農業委員会では、農地利用の最適化推進を図ることが最重要業務として位置付けられております。農業委員会法第7条にはその活動を行うために、その指針を定めるように努めることが明記されております。指針については、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標や、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法を定め、作成することになっております。令和3年4月25日に開催した最適化推進連絡会において、現在の指針を配布し簡単に説明をさせて頂きました。当初計画では5年後の目標を立てたわけですが、こちらの指針については、農業委員会の改選となる3年ごとに現状と比較検討し、見直しを行うものとしております。今回の見直しについては、主に時点修正と目標期間を、次の目標時点を考える際にあたって改選時期となる3年後に修正した点、それと町の農業実態及び農業委員会の活動現状を踏まえ、文章の一部修正をさせて頂いております。指針の中で少し数値としては苦しい部分になるのが、遊休農地の発生防止等の部分でありまして、当初計画時点よりも遊休農地が増えてしまっているため、今まで以上に活動に取り組まないと割合が減少しないということが試算されております。そのため改善策等の検討を今後していくことが必要と考えられます。農地の集積及び新規就農については、着実に実績につながっているので、継続的な活動を続けていくことを目標として記載させて頂いております。なおこの指針につきましては、滑川町農業委員会における最適化活動で目指すべきものとして設定するもので、町農業委員会の活動目標になるとともに取り組むべきものとしての位置付けになります。今回の事務局で改正案を提示させて頂きました。この内容で決定してよいかを農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの皆様でご審議頂きまして、追加修正等がございましたら、率直にご意見を頂き、調整を図りたいと考えております。説明が長くなりましたがご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、

ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。よろしいですか。それでは無いようですので、この件について説明内容に承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 31 号については承認とさせていただきます。この指針は、今期の農業委員会での活動目標となりますので、内容のご理解とご協力をお願い致します。日程第 5 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は、すべて終了致しました。それでは閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしということですので、滑川町農業委員会令和 3 年第 5 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力をありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を宜しくお願い致します。

職務代理 田植えの忙しい時期に、ご出席を頂き慎重審議をありがとうございました。これをもちまして、令和 3 年第 5 回総会を閉会致します。ご苦勞様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年6月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 田 幡 只 夫

署名委員 贄 田 基 司